平成２３年（フ）第６４８０号
大阪市城東区関目６丁目６番24―601号
破産者　三浦　智輝
1　決定年月日　平成24年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６５４３号
大阪府守口市寺方元町４丁目７番16―201号
破産者　齋賀　和行
1　決定年月日　平成24年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６５８２号
大阪市東成区神路１丁目６番14号　パールハイム深江橋601号、前住所大阪市中央区島之内１丁目16番22―303号
破産者　大原　篤志
1　決定年月日　平成24年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６６５７号
大阪府枚方市香里ケ丘９丁目12番地の１１―104
破産者　大西　正任
1　決定年月日　平成24年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６６５８号
大阪市平野区加美正覚寺１丁目21番11号
破産者　浅田工務店こと　浅田幸次郎
1　決定年月日　平成24年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６６６８号
大阪府門真市上島町42番26号
破産者　本宮　公明
1　決定年月日　平成24年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６７７０号
大阪府豊中市東豊中町１丁目20番２号
破産者　砂河　　正
1　決定年月日　平成24年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６８０２号
兵庫県宝塚市中山寺３丁目８番15号
破産者　枡井　清子
1　決定年月日　平成24年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６８５４号
大阪市城東区森之宮２丁目９番1323号
破産者　スタートレーディングこと　梶間　順次
1　決定年月日　平成24年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６８６１号
大阪市平野区加美北５丁目９番４―304号
破産者　森本富喜子
1　決定年月日　平成24年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６８９１号
大阪府四條畷市岡山２丁目７番10号　御勝山ハイツ101
破産者　仲尾　英寿
1　決定年月日　平成24年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６９３１号
大阪府高槻市芝生町２丁目15番10―405号
破産者　中田　博之
1　決定年月日　平成24年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７００９号
大阪府茨木市五十鈴町18番14号
破産者　中川　正勝
1　決定年月日　平成24年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５９３号
大阪府大阪狭山市西山台１丁目８番12号
破産者　古賀　秀典
1　決定年月日　平成24年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第８１０号
堺市北区新金岡町３丁３番５―310号
破産者　北野　郁子
1　決定年月日　平成24年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１１１７号
大阪府岸和田市春木旭町19番２号
破産者　瓦谷　良仁
1　決定年月日　平成24年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１１６７号
堺市堺区向陵中町２丁４番20―402号、住民票上の住所神戸市東灘区深江南町１丁目９番31―106号
破産者　中村　瑞穂（旧姓原田）
1　決定年月日　平成24年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１１９９号
大阪府大阪狭山市狭山２丁目974番地の65
破産者　森本　惠子
1　決定年月日　平成24年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１２４５号
大阪府羽曳野市誉田２丁目２番６号、前住所大阪府羽曳野市古市３丁目９番15号
破産者　高橋　寿浩
1　決定年月日　平成24年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１３４５号
大阪府藤井寺市沢田１丁目30番21―203号、前住所大阪府羽曳野市高鷲６丁目10番17号
破産者　古川　伸行
1　決定年月日　平成24年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係